

三宅村合葬墓のご案内

◇三宅村合葬墓について

近年、高齢化や核家族化など、様々な事情でお墓の承継、焼骨の管理が困難な方が増えてきている状況にあります。

三宅村では、お墓で困っている方への選択肢のひとつとして宗教・宗派や血縁などにとらわれず、複数の焼骨埋蔵を目的として合葬墓を設置しました。

三宅村合葬墓の使用を希望される方は、**令和6年5月1日(水)**より受付開始となります。
詳細は次のとおりとなります。

次ページへ 

◇合葬墓への埋蔵をお考えの方へ

三宅村の合葬墓への埋蔵は、骨壺保管ではなく粉骨（粉砕し2ミリ以下のパウダー状にしたもの）の埋蔵となります。

先に埋蔵された粉骨と混ざり合いますので、埋蔵すると二度と取り出すことができません。ご利用にあたっては、ご親族の方々とよく相談し、ご理解を得たうえで申し込みをしてください。

次ページへ 

使用者の資格（利用申請ができる人）

合葬墓を使用できる方（使用者）は、下記のいずれかに該当する者となります。

- ① 三宅村に住所又は本籍を有する者であって、親族の焼骨及び改葬焼骨を埋蔵しようとする者。
- ② 三宅村に住所又は本籍を有していない者であって、三宅村に住所又は本籍を有していた者の焼骨及び改葬焼骨を埋蔵しようとする者。

次ページへ 

③三宅村内の墓地に埋蔵されている焼骨及び改葬焼骨を合葬墓に改葬しようとする者。

※①及び②については、三宅村が管理する墓地（神着・島下・阿古墓地）の使用許可を受けている者は対象となりません。

※③については、三宅村が管理する墓地の使用許可を受けている墓地を返還する方が対象となります。

次ページへ 

使用料について

焼骨（1体）	50,000円
焼骨（2体以上）	100,000円
手数料（1件につき）	500円

※焼骨が2体以上につきましては、
一律で100,000円となります。

納めていただいた使用料は、原則お返しすることは
できません。

次ページへ 

詳細につきましては、
下記お問合せ先をお願いいたします。

問い合わせ先：地域整備課環境整備係

普通電話：5-0938

I P 電話：5-9260